

# 住宅関係補助制度を紹介します

くわしくは 建築住宅課 建築指導係 ☎0288-21-5197

## 🏠木造住宅耐震診断等経費補助制度

市民の皆さんが住宅の耐震化を行うための耐震診断や耐震改修、耐震建替えの費用の一部を補助します。

### 対象事業および補助金額

- 耐震診断 耐震診断士が行う、住宅の耐震性の診断費用の2/3に相当する額(上限6万4千円)
- 耐震補強改修工事(補強計画策定を含む場合) 耐震診断の結果、補強の必要があると判断された住宅に耐震補強設計を行い、耐震改修工事で地震に対する安全性を確保する場合に、耐震改修工事費用の4/5に相当する額(上限100万円)
- 耐震建替え工事 耐震診断の結果、耐震改修が必要であると判断された住宅を解体し、同一敷地内に新たに一戸建て住宅を新築(省エネ基準適合住宅であること)する場合に、建替え前の住宅の床面積に1平方メートルあたり2万2千5百円を乗じた額の1/2に相当する額(上限100万円)
- 耐震アドバイザー派遣制度 県の認定を受けた耐震アドバイザーと市職員が自宅に伺い、住宅の耐震に関する補助制度の相談に応じます。費用は無料です

### 対象住宅

市内にある木造住宅(伝統的構法または在来軸構法のもの)で昭和56年5月31日以前に着工または完成した地上2階建て以下のもの

### 対象者

対象建築物の所有者など

※耐震診断を行う前に市に必ずご相談ください

※補助金を申請し、交付決定を受ける前に工事(業務)に着手(契約や解体、確認申請などの手続きを含む)したものは補助の対象になりません。また、原則として令和5年2月上旬までに完了報告できるものが対象です

※この他にも要件がありますのでお問い合わせください

## 🏠長期優良住宅の認定制度

住宅を長期にわたり使用することで、解体や除却に伴う廃棄物の排出抑制、環境への負荷低減、建替えに伴う費用負担減を目的に、長期優良住宅の認定業務を行っています。

市内で住宅を新築、または既存住宅の増改築を予定している方は、ぜひこの制度をご利用ください。

**対象住宅**…長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定された認定基準を満たした住宅

**認定手数料**…一戸建て住宅で1万7千円から

**認定後の特例**…長期優良住宅に認定されると、税の特例や住宅ローンの金利引き下げなどを受けることができます

- (例)
- 登録免許税：税率の引き下げ
  - 固定資産税：減税措置適用期間の延長
  - 住宅ローンの金利引き下げ：フラット35Sにおいて当初10年間金利引き下げ

## 🏠ブロック塀等撤去費補助制度

ブロック塀等の倒壊・転倒による事故の防止、安全性の確保を目的に、ブロック塀等の撤去工事にかかる費用の一部を補助します。

**補助金額**…市が確認した撤去の対象となるブロック塀等の撤去にかかる工事費用の1/2または、撤去面積1㎡あたり1万円を乗じた額の1/2のいずれか低い額(上限20万円)

**対象要件**…市内小学校の通学路に面し、地面からの高さが80cm以上のもの

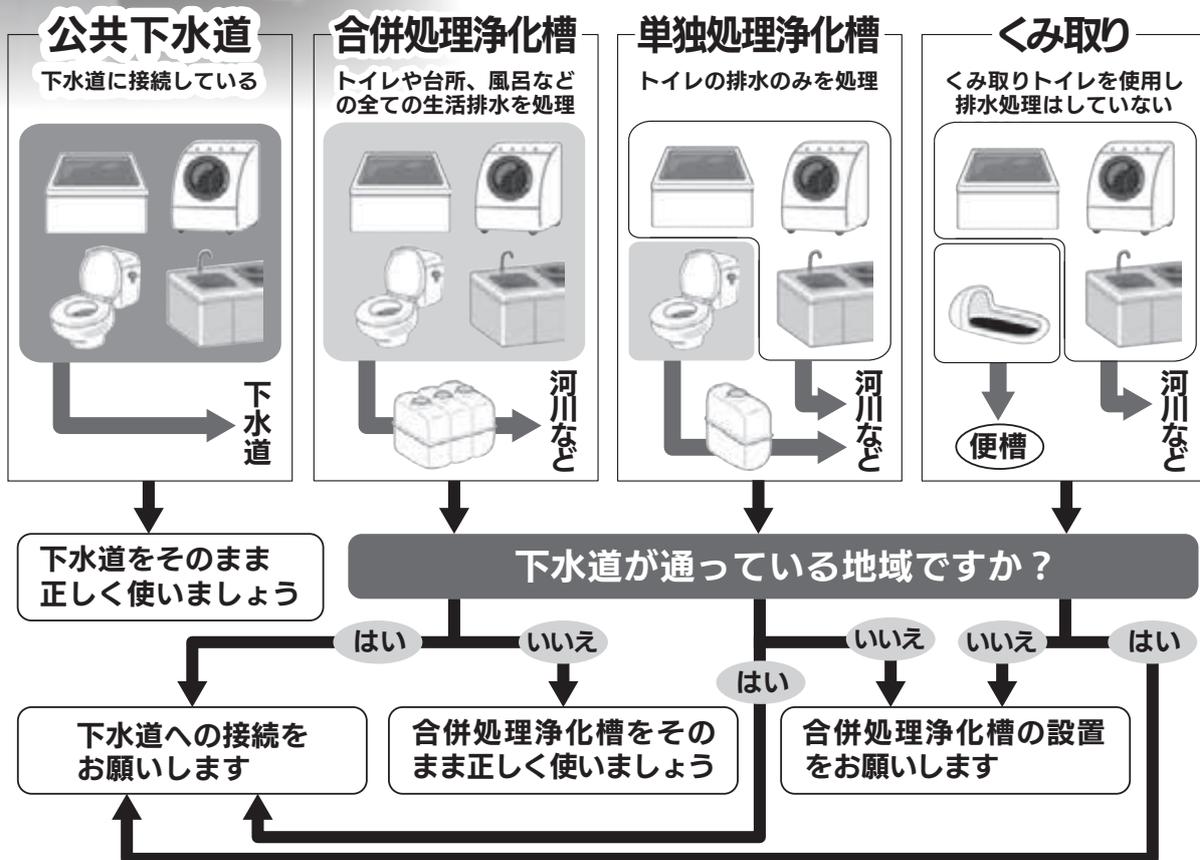
※申請の前に市に事前相談書を提出する必要があります。事前に市に必ずご相談ください

※補助金を申請し交付決定を受ける前に工事(業務)に着手(契約や解体、確認申請などの手続きを含む)したものは補助の対象になりません。また、原則として令和5年2月上旬までに完了報告できるものが対象です

# 美しい水を守るために

～下水道・浄化槽を正しく使いましょう～

Q. あなたの家の生活排水処理方法はどれですか？



## なぜ、単独処理浄化槽じゃダメなの？

単独処理浄化槽は、水洗トイレの排水しか処理していません。台所や風呂などの排水は、未処理のまま河川などに流されてしまいます。一方、「公共下水道」や「合併処理浄化槽」は水洗トイレの排水と生活排水を浄化・処理しています(合併処理浄化槽は、公共下水道とほぼ同等の処理能力を持っています)。単独処理浄化槽を使用の方は、切り替えをお願いします。

下水道が通っている地域(下水道処理区域内)は、下水道への接続が義務付けられています。接続は、処理開始決定の日から速やかに行ってください。また、くみ取りトイレは3年以内に水洗トイレに改造してください。なお、市の指定を受けた排水設備指定工事店でなければ、下水道への接続工事はできません。

## 下水道への接続をお願いします

- ・油(食用油・機械油)や野菜くず、ビニール製品、シンナーなどを流さない
- ・トイレではトイレトペーパーのみを使用する
- ・マンホールや汚水ますに雨水やごみ、土砂などを流さない
- ・汚水ますなどは、月1回程度ふたを開けて点検や掃除を行う

ルールを守って使いましょう

浄化槽について

## 浄化槽の維持管理は適切に

浄化槽の維持管理には保守点検と清掃、法定検査があり、定期的に実施することが法律で義務付けられています。

### ■定期的に保守点検を

装置が適切に働き、きれいな処理水を保つため、定期的に槽内の点検や調整をしましょう。作業は県知事の登録を受けた保守点検業者に依頼してください。

### ■年1回は槽内清掃を

槽内にたまった汚泥や異物などを取り除き、機器を洗浄・清掃しましょう。作業は市内の浄化槽清掃業者に依頼してください。

### ■きちんと法定検査を

浄化槽は法定検査を受けることが義務付けられています。設置後3～8カ月間に、正しく設置されているか検査を受け、その後は年1回、県指定検査機関の水質検査を受けなければなりません。

保守点検業者や清掃業者にご相談ください。

※公共下水道接続および合併浄化槽設置・撤去に伴う助成制度については、情報ナビ(32ページ)で紹介していますのでご覧ください

## くわしくは

下水道課 下水道管理係  
☎0288(2)5150